

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市観音寺町土地改良区が土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（水路改修事業）有明畑かん地区）を行うことについて令和元年11月12日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において同年12月3日から同月23日まで縦覧に供する。

令和元年11月22日

香川県知事 浜 田 恵 造